

○宇和島市入札及び契約手続等に係る苦情処理要領

平成25年6月10日

告示第40号

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、宇和島市（上下水道局を含む。以下同じ。）が発注する工事（修繕を含む。以下同じ。）について、入札及び契約手続等に関する透明性と公正な競争を確保するとともに、宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年告示97号。以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）に規定する入札参加資格停止又は入札参加除外（以下「入札参加資格停止等」という。）の透明性の向上を図るため、入札及び契約手続の過程並びに入札参加資格停止等の苦情の処理手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この要領は、市が発注する設計金額が200万円を超える工事に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約並びに入札参加資格停止等における苦情の処理手続について適用する。

(苦情の申立てができる者及びその範囲)

第3条 苦情の申立てを行うことができる者及びその範囲は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札 入札参加資格の確認の結果、当該参加資格を認められなかったことに対して不服がある者は、市長に対して当該参加資格を認められなかった理由の説明を求めることができる。
- (2) 指名競争入札 入札参加資格者名簿において当該入札と同一の工事種別に登録がある者で、当該入札に指名されなかったことに対して不服がある者は、市長に対して指名されなかった理由の説明を求めることができる。
- (3) 随意契約 入札参加資格者名簿において当該契約と同一の工事種別に登録がある者で、当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服がある者は、市長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由の説明を求めることができる。
- (4) 入札参加資格停止等 入札参加資格停止等を受けた者で、当該措置に対して不服がある者は、市長に対して説明を求めることができる。

(苦情の申立ての方法)

第4条 苦情の申立てをしようとする者は、次の各号に定める申立てに応じ、当該各号に定める期間内に、市長に対して苦情申立書（様式第1号）を提出しなければな

らない。

(1) 前条第1号に定める苦情の申立て 不適格理由を通知した日の翌日から起算して7日(宇和島市の休日を定める条例(平成17年条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内

(2) 前条第2号及び第3号に定める苦情の申立て 入札又は見積結果の公表日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内

(3) 前条第4号に定める苦情の申立て 入札参加資格停止等の期間内  
(苦情の申立てに対する回答及び結果の公表)

第5条 市長は、前条の苦情申立書を受理したときは、当該申立書を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、苦情申立者に対して苦情申立て回答書(様式第2号)により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、苦情件数が多数に及ぶなど事務処理上の困難その他合理的かつ相当な理由があるときは、回答期限を延長することができるものとする。

3 市長は、苦情申立者に対して回答を行ったときは、当該申立書及び回答書を閲覧により速やかに公表するものとする。

(苦情の申立ての却下)

第6条 市長は、苦情の申立てが第3条各号に定める要件のいずれにも該当しないとき、第4条各号に定める方法によらないときその他客観的かつ明白に適格を欠くと認められるときは、前条の規定にかかわらず、当該申立てを却下することができる。

2 市長は、前項の規定により苦情申立てを却下する場合は、当該申立てを受理した日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、苦情申立却下通知書(様式第3号)により苦情申立者に通知するものとする。

(再苦情の申立て)

第7条 第5条第1項に定める回答書を受理した者であつて、当該回答書による市長の説明等に不服がある者は、再苦情の申立てを行うことができる。

(再苦情の申立ての教示及び明示)

第8条 市長は、第5条第1項の回答をする場合においては、回答書に再苦情の申立てをすることができる旨を記載して教示するものとする。

2 再苦情の申立ての手續については、契約担当課において閲覧の方法により明示するものとする。

(再苦情の申立ての方法)

第9条 再苦情の申立てをしようとする者は、第5条第1項に定める回答書を受理した日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、市長に対して再苦情申立書(様

式第4号)を提出しなければならない。

(入札監視委員会における意見聴取)

第10条 市長は、前条の再苦情申立てがあった場合は、第12条の規定により申立てを却下する場合を除き、速やかに、宇和島市入札監視委員会設置要綱(平成25年要綱第58号)の規定により設置する宇和島市入札監視委員会(以下「委員会」という。)に審議を依頼し、当該申立てについて意見を求めるものとする。

(再苦情の申立てに対する回答及び公表)

第11条 市長は、委員会から審議結果の報告を受けた日から起算して7日(休日を含まない。)以内を目途に、委員会の意見を尊重し、再苦情申立者に対して再苦情申立回答書(様式第5号)により回答するものとする。

2 前項の回答書について、市長は、再苦情の申立てを認めたときは、申立てが認められた旨及び講じようとする措置の概要を付すものとする。

3 第1項の回答書について、市長は、再苦情の申立てを認めなかったときは、申立てに根拠が認められないと判断した理由を付すものとする。

4 市長は、申立者に回答を行ったときは、当該申立書及び回答書を閲覧により速やかに公表するものとする。

(再苦情の申立ての却下)

第12条 市長は、再苦情の申立てが第7条に該当する者によるものでない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、その申立てを却下することができる。

(1) 申立期間を経過したもの

(2) 所定の書面による申立てがなされていないもの

(3) 第4条の規定による苦情の申立てを行っていない者から再苦情の申立てがあったもの

(4) 第6条の規定により苦情の申立てを却下された者から再苦情の申立てがあったもの

(5) その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるもの

2 市長は、前項の規定により再苦情の申立てを却下した場合は、委員会に報告しなければならない。

(再苦情の申立て却下の通知)

第13条 市長は、前条の規定により再苦情の申立てを却下する場合は、当該申立てを受理した日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、再苦情申立却下通知書(様式第6号)により申立者に通知するものとする。

(入札手続の執行及び入札参加資格停止等)

第14条 苦情及び再苦情の申立ては、入札手続の執行及び入札参加資格停止等を妨げない。

(事務処理)

第15条 この要領に定める事務は、契約担当課において処理する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日告示第86号)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月11日告示第18号)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日告示第24号)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

宇和島市長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者



苦 情 申 立 書

宇和島市入札及び契約手続等に係る苦情処理要領第3条及び第4条の規定により、下記のとおり苦情の申立てをします。

記

1. 苦情の申立ての対象となる件名

2. 苦情の申立ての内容及びその理由



様式第3号（第6条関係）

年 月 日

商号又は名称

代 表 者

様

宇和島市長



### 苦情申立て却下通知書

年 月 日付けで申立てのあった件については、宇和島市入札及び契約手続等に係る苦情処理要領第6条の規定により、これを却下します。

#### 記

1. 苦情の申立ての対象とされた件名

2. 苦情の申立てを却下する理由





様式第6号（第13条関係）

年 月 日

商号又は名称

代 表 者

様

宇和島市長



### 再苦情申立て却下通知書

年 月 日付けで申立てのあった件については、宇和島市入札及び契約手続等に係る苦情処理要領第13条の規定により、これを却下します。

#### 記

1. 再苦情の申立ての対象とされた件名

2. 再苦情の申立てを却下する理由